

第4章 子どもの教育・保育を確保するために

2 幼児期の学校教育・保育 進捗状況

(2) 市の現状

幼稚園の利用者は年度により増減はあるものの、おおむね 1,100 人前後での推移となっています。保育所の利用者数は、1,700 人台でほぼ横ばいの推移となっていますが、0 歳から 2 歳児の利用が多くなる傾向がみられます。

■幼稚園の利用状況(新制度の1号認定に該当)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
満3歳児	1 人	2 人	1 人	6 人	2 人	3 人
3歳児	374 人	340 人	354 人	297 人	328 人	288 人
4歳児	350 人	399 人	368 人	379 人	325 人	347 人
5歳児	376 人	344 人	400 人	373 人	375 人	333 人
合 計	1,101 人	1,085 人	1,123 人	1,055 人	1,030 人	971 人

(各年 5 月 1 日時点)

■保育所の利用状況(新制度の2号・3号認定に該当)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
0歳児	104 人	115 人	123 人	112 人	120 人	113 人
1、2歳児	525 人	564 人	558 人	581 人	591 人	569 人
3歳以上	1,086 人	1,054 人	1,061 人	1,057 人	1,078 人	1,070 人
合 計	1,715 人	1,733 人	1,742 人	1,750 人	1,789 人	1,752 人

(各年 4 月 1 日時点)

(3) 需要量の見込み

市民意識調査に結果に基づく計画期間(平成 27 年度から平成 31 年度)における、「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

■教育・保育のニーズ量見込み

		平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定	3～5歳児	1,055 人	1,030 人	971 人	908 人	891 人	855 人	832 人	809 人
2号認定	3～5歳児	1,057 人	1,078 人	1,070 人	1,074 人	1,053 人	1,011 人	984 人	957 人
3号認定	0歳児	112 人	120 人	113 人	193 人	190 人	187 人	183 人	180 人
	1・2歳児	581 人	591 人	569 人	636 人	615 人	603 人	593 人	582 人
	計	693 人	711 人	682 人	829 人	805 人	790 人	776 人	762 人

※「3～5歳児」で、ニーズ調査の結果から親の就労状況により本来は2号認定の資格を有する人が、幼稚園利用意向が強いと判断できる場合(あきる野市の場合は約 200 人)は、1号認定として計上しています。

(4) 提供体制の確保の内容及び実施時期

市は、設定した「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」に対応できるよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業*による確保の内容及び実施時期（確保方策）を定めます。

■平成 25 年度の保育・教育の状況 0～5歳人口:4,159 人(平成 25 年4月1日時点)

幼稚園等利用者数 3～5歳(%) ※5/1時点	保育所等利用者数			在宅保育者数 0～5歳児 (%)
	0～5歳 (%)	0～2歳	3～5歳	
1,005 人 (24.16%)	1,750 人 (42.08%)	693 人	1,057 人	1,404 人 (33.76%)

■幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】(1号認定)

「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	971 人	908 人	891 人	855 人	832 人	809 人
②確保の 内容						
幼稚園 認定こども園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②-①	-971 人	-908 人	-891 人	-855 人	-832 人	-809 人
③私学助成型幼稚園 (確認を受けない幼稚園)	1,270 人	1,270 人	1,270 人	1,270 人	1,270 人	1,270 人
②+③-①	299 人 (174 人)	362 人 (237 人)	379 人 (254 人)	415 人 (290 人)	438 人 (313 人)	461 人 (336 人)

※あきる野市の必要利用定員総数のうち、約 200 人については親の共働き等の理由により本来は 2号認定の資格を有する人ですが、幼稚園の利用希望が認められるため、幼稚園利用の見込みに含みます。

※幼稚園では、平成 27 年 5 月 1 日の時点で市外から 125 人 の利用があり、() 内はその人数を差し引いた数です。

■幼児期の保育【保育所・認定こども園】(2号認定、3号認定)

「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度(実績)		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		
	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,070 人	682 人	1,074 人	829 人	1,053 人	805 人	1,011 人	790 人	984 人	776 人	957 人	762 人	
②確保の 内容	保育所 認定こども園	1,071 人	712 人	1,071 人	712 人	1,071 人	712 人	1,071 人	712 人	1,071 人	712 人	1,071 人	712 人
	地域型保育事業		46 人		46 人		46 人		46 人		46 人		46 人
②-①	1 人	76 人	-3 人	-71 人	18 人	-47 人	60 人	-32 人	87 人	-18 人	114 人	-4 人	
③地域単独事業 (認証保育所)	28 人	41 人	28 人	41 人	28 人	41 人	28 人	41 人	28 人	41 人	28 人	41 人	
②+③-①	29 人	117 人	25 人	-30 人	46 人	-6 人	88 人	9 人	115 人	23 人	142 人	37 人	

(5) 提供体制の確保策（確保の考え方）

確保方策について、まず、既存の施設型教育・保育施設を主な提供体制とし、幼児期の教育及び保育の量を確保します。不足する3号認定の量について、平成27年度に小規模保育事業を新設することで、46人を確保します。

また、市内においては地域によって保育施設の空き状況に差が生じるなど、子育て世帯の居住地と保育所の所在地にミスマッチが生じていることから、その対応策について検討します。

【平成27年度進捗状況】

平成27年4月から小規模保育施設4か所が開設されたことにより、0～2歳児46人の定員増が図られました。（平成27年4月時点での待機児童数は全体で12人）

ミスマッチの対応策については検討をしています。

3 地域子ども・子育て支援事業 進捗状況

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業として、市が地域の実情に応じて実施していきます。

5年間の計画期間（平成27年度から平成31年度まで）における、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

(1) 利用者支援に関する事業【新規事業】

【事業概要】

利用者支援は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う新たな事業です。子どもや保護者が、保育所や幼稚園などの教育・保育事業や、一時預かり、学童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、専任の職員等が身近な場所（子育てひろば等）で支援をする事業です。

【市の現状】

子ども家庭支援センターや健康課、児童課、子育て支援課の各窓口で相談等を行っています。また、「あきる野市子育て支援ガイドブック」や「るのキッズ通信」、「るのキッズメール」などで妊娠中から子育て中の方を対象に情報提供を行っています。

【事業の見込みと確保内容】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①確保の内容(実施箇所数)	検討	1か所	1か所	2か所	2か所
②設置場所	検討	子育てひろば等	子育てひろば等	子育てひろば等	子育てひろば等

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

子ども・子育て支援新制度では多様な教育や保育の事業を実施することとなっています。制度やサービスの変更が生じ、制度の移行が円滑に行われるよう、身近な場所で利用希望者の相談に対し適切な情報提供を一元的に実施する事業と専門の職員等が個別に支援が必要な方に支援をする事業等について、平成27年度に設置場所及びサービス内容等を検討し、平成28年度からの実施に向け準備します。

【平成27年度進捗状況】

現在、実施場所、実施内容（基本型、特定型、母子保健型）等について、検討を進めています。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

時間外保育は、保護者の就労形態等の事情で在園児を対象に、通常の保育時間（標準保育の11時間又は短時間保育の8時間）を超えて保育する事業です。

【市の現状】

勤務時間や通勤時間の都合で開所時間（標準保育の11時間又は短時間保育の8時間）を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

■延長保育の実施箇所数

実施時間	公立保育所	私立保育所
午後7時00分までの延長保育	2か所	9か所
午後7時15分までの延長保育	—	2か所
計	2か所	11か所

【事業の見込みと確保内容】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	745人	725人	705人	690人	675人
②確保の内容	745人 13か所	725人 13か所	705人 13か所	690人 13か所	675人 13か所

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

量の見込みを確保しており、現状を維持し、引き続き事業を行います。

【平成27年度進捗状況】

平成27年度から公立の「すぎの子保育園」で延長保育を実施しています。（公立のすべての園【3か所】で実施）

(3) 学童クラブ事業

【事業概要】

学童クラブは、保護者の就労等により、放課後、家庭において適切な監護が受けられない児童を対象とし、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【市の現状】

学童クラブの利用者は、核家族の進展や保護者の就労形態の多様化等により、平成 25 年度まで年々増加傾向にあります。このため、公共施設や学校の余裕教室の有効活用を図り量の確保に努めています。

■学童クラブ実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
入会者数(4月1日時点)	667 人	689 人	701 人	739 人	791 人	909 人
設置箇所数	13 か所	13 か所	13 か所	14 か所	14 か所	16 か所

【事業の見込みと確保内容】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み(1～6年生)	988 人	968 人	954 人	945 人	920 人
②確保の内容	880 人	890 人	900 人	910 人	920 人

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

学童クラブについては、子どもの人口の減少に伴い、平成 27 年度をピークに、需要量も減少していくことが予想されます。

このため、中長期的な学童保育の需要を踏まえ、学校の余裕教室を始め、公共施設の有効活用や民間施設の活用等を積極的に行い、量の確保に努めていきます。

【平成 27 年度進捗状況】

量の確保を図るため、学童クラブ併設児童館である草花児童センター及び屋城児童館を学童クラブ専用施設に移行しました。

また、全ての学童クラブにおいて、平成 27 年 4 月から対象を小学校 6 年生までに拡大し、育成時間については、平日が午後 7 時まで、土曜日、夏休みなどが午前 8 時から午後 7 時まで延長しました。

(4) 子育て短期支援事業

【事業概要】

子育て短期支援は、保護者の疾病や出産、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に児童養護施設などで一時的に児童をお預かりし、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

休日・宿泊を含めたショートステイ事業*と夜間に預かりを行うトワイライトステイ事業*があります。

【市の現状】

ショートステイ事業を実施しており、児童養護施設「東京恵明学園」（所在地：青梅市）に委託しています。

■ ショートステイ事業実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間利用者数	延べ 132 人	延べ 155 人	延べ 77 人	延べ 108 人	延べ 247 人
設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【事業の見込みと確保内容】

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	152 人日	150 人日	148 人日	146 人日	145 人日
②確保の内容	152 人日 (1 箇所)	150 人日 (1 箇所)	148 人日 (1 箇所)	146 人日 (1 箇所)	145 人日 (1 箇所)

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

ショートステイ事業については、実施場所が市外であり利用者促進を図るためにも西多摩地域の自治体と連携し、利用者のニーズを捉えながら引き続き事業を継続します。

また、要保護児童に対する支援に資する事業との連携により、支援が必要な家庭への対応ができるようにします。

トワイライトステイ事業についても、要望や状況に応じて実施を検討していきます。

【平成 27 年度進捗状況】

支援が必要な家庭に対し、適切な対応が図れるようショートステイの利用窓口を子育て支援係から子ども家庭支援センター係に移行しました。

トワイライトステイ事業については、ファミリー・サポート・センター事業の利用状況等からニーズの把握や実情について調査を実施しています。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭〔新生児訪問（生後2か月まで）を含む。〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

【市の現状】

新生児訪問（生後2か月まで）とこんにちは赤ちゃん訪問（生後2か月から4か月まで）事業を実施しています。

■新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問事業実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
出生者数	681 人	655 人	622 人	612 人	600 人
新生児訪問	257 人	296 人	389 人	371 人	359 人
こんにちは赤ちゃん訪問	268 人	194 人	176 人	227 人	238 人
訪問率(%)	77.1%	74.8%	90.8%	97.7%	99.5%

【事業の見込みと確保内容】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み(訪問件数)	568 件	560 件	549 件	539 件	530 件
②量の見込み(訪問率)	100%	100%	100%	100%	100%
③確保の内容	実施体制:3 人 実施機関:健康課	実施体制:3 人 実施機関:健康課	実施体制:3 人 実施機関:健康課	実施体制:3 人 実施機関:健康課	実施体制:3 人 実施機関:健康課

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

社会を取り巻く変化を的確に捉え、現行の体制を維持しながら事業を実施します。

実施内容としては、①育児に関する不安や悩みの聴取②子育て支援に関する情報提供③親子の心身の状況や養育環境の把握④要支援家庭に対する提供サービスの連絡調整などを行います。

健康課（保健師・助産師）・民生委員・児童委員*等が、乳児のいる全ての家庭を訪問し、保護者が地域とつながりを持ち、安心して子育てができるような環境づくりをします。里帰り出産などの場合にも自治体間の連絡体制をとり、同様のサービスが受けられるようにします。

また、拒否をされるケースがないように各機関と連携をとり、100%の訪問を目指します。

【平成27年度進捗状況】

平成26年度は訪問先の都合により3人訪問ができなかったが、100%に近い訪問の実施ができましたので、平成27年度も継続して実施しています。

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

【事業概要】

養育支援訪問及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師及び保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家事の援助等を行うことにより適切な養育の実施を確保するほか、要保護児童対策協議会を設置し、関係機関が情報の交換や協議等を行うことにより適切な保護、支援及び予防につなげる事業です。

【市の現状】

市では、関係機関と連携して、支援が必要な家庭の状況に応じて迅速な対応を図るとともに、予防の促進を行っています。

■養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
専門的相談支援	29 件	34 件	16 件	53 件	72 件
育児支援ヘルパー派遣	0 件	23 件	18 件	119 件	139 件
要保護児童対策協議会代表者会議	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
要保護児童対策協議会実務者会議	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
要保護児童対策協議会個別ケース検討会議	17 回	20 回	12 回	15 回	23 回

【事業の見込みと確保内容】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保の 内容	専門的相談支援件数	60 件	60 件	60 件	60 件	60 件
	育児支援ヘルパー派遣件数	132 件	132 件	132 件	132 件	132 件
	代表者会議回数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
	実務者会議回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
	個別ケース検討会議回数	20 回	20 回	20 回	20 回	20 回

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

要保護児童の早期発見、適切な対応及び予防のため、支援のネットワークの中核機関である子ども家庭支援センターの機能及び体制、関係機関との連携を強化するとともに、支援内容の充実を図ります。

【平成 27 年度進捗状況】

要保護児童の早期発見、適切な対応及び予防のため、子ども家庭支援センターの職員配置等の充実を図るとともに、関係機関との連携に向け体制の強化を図りました。また、ケースの状況が重篤化しないよう個別ケース検討会議を早期に実施し、対応しています。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

地域子育て支援拠点は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供する事業です。

【市の現状】

子育てひろばを3か所（子育てひろば秋川あすなろ、子育てひろばいつかいち、子育てひろばにしあきる）で開設しています。自由に利用可能で、子育て相談や子育てサークル活動の場の提供、講座なども実施しています。

■地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談件数	97 件	174 件	186 件	326 件	306 件
利用者数	—	大人 1,746 人 小人 1,984 人	大人 2,961 人 小人 3,153 人	大人 3,731 人 小人 4,260 人	大人 3,687 人 小人 4,108 人
設置箇所数	2か所	3か所	3か所	3か所	3か所

【事業の見込みと確保内容】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み(大人の人数)※	4,350 人回/年	4,400 人回/年	4,450 人回/年	4,450 人回/年	4,450 人回/年
②確保の内容	4,350 人日 (3か所)	4,400 人日 (3か所)	4,450 人日 (3か所)	4,450 人日 (3か所)	4,450 人日 (3か所)

※ニーズ調査では保護者が記入しているため、見込み及び確保内容の人数は大人の人数です

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

地域子育て支援拠点事業に対する保護者の関心は年々高くなってきています。子育てひろばの更なる周知の徹底や、子育て中の親子が子育て支援に関する給付・事業の中から適切な選択ができるよう、保護者に情報提供を行う利用者支援事業の検討など、利用促進を図ります。

このため、中長期的な子育て支援事業の需要を踏まえ、公共施設を有効活用し、より利便性の高い場所での実施を検討します。

【平成27年度進捗状況】

平成27年8月27日から、新たにあきる野ルピア内1階に子育てひろば「るぴああきる野っ子」を開設しました。市内4か所で、子育て相談や子育てサークル活動の場の提供、講座などを実施し、事業の充実を図っています。

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

一時預かりは、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と、保育所で就学前までの児童を保護者の疾病、出産及び親族の看護その他育児疲れ等でリフレッシュしたいときなどにお預かりする一時預かり事業があります。

【市の現状】

市内の全ての幼稚園で、在園児を対象とした預かり保育事業と市内の私立保育所で就学前までの児童をお預かりする一時預かり事業を実施しています。

■ 幼稚園における在園児を対象とした預かり保育事業実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	延べ 20,108 人	延べ 20,111 人	延べ 22,727 人	延べ 24,053 人	延べ 27,686 人
設置箇所数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所

■ 一時預かり事業実績 ※その他の事業に該当

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	延べ 502 人	延べ 369 人	延べ 571 人	延べ 571 人	延べ 450 人
設置箇所数	11 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所

【事業の見込みと確保内容】

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	①1号認定による利用	557 人日	546 人日	524 人日	510 人日	496 人日
	②2号認定による利用	55,767 人日	54,679 人日	52,504 人日	51,098 人日	49,691 人日
	③その他	1,472 人日	1,432 人日	1,389 人日	1,357 人日	1,325 人日
②確保の内容	①1号認定による利用	272 人日	289 人日	358 人日	427 人日	496 人日
	②2号認定による利用	26,881 人日	28,628 人日	35,649 人日	42,670 人日	49,691 人日
	③その他	800 人日 (12 か所)	950 人日 (12 か所)	1,100 人日 (12 か所)	1,250 人日 (12 か所)	1,325 人日 (12 か所)

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

①1号認定による利用・②2号認定による利用の一時預かり

幼稚園在園児による利用の見込み（1号認定による利用、2号認定による利用）は実績を大きく上回っています。在園児による時間外保育希望なので、施設の改修、増築などは必要ありませんが、人的確保が必要となります。地域子ども子育て支援事業を活用し、市内私立幼稚園に委託して確保してまいります。

③その他の一時預かり

現在の認可保育所での一時預かり事業は空きスペース等を利用したものであり、ニーズに対する確保は難しいと考えられます。そのため、ファミリー・サポート・センター等との連携強化を図ります。また、利用者が一時預かり事業を利用しやすいよう利用者支援事業も行うことで、利用者の状況に応じて情報提供できるよう検討します。

その他、利用者の利便性向上のために直接保育所へ申込みができることも検討します。

【平成27年度進捗状況】

①1号認定による利用・②2号認定による利用の一時預かり

平成27年度は、私学助成による一時預かり事業を実施しています。

③その他の一時預かり

平成27年4月から7月まで（4か月間）の利用状況は151人であり、昨年とほぼ同じ利用者数となっています。保護者が利用を希望する保育所と調整ができず、断るケースが多いため、保育所への協力要請等、今後も利用者の利便性の向上に努めていきます。

(9) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病児・病後児保育は、病気又は病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育所・医療機関等に併設された専用室でお預かりし、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

【市の現状】

市では、このうち病気回復期にあり集団保育が困難な児童をお預かりする「病後児保育事業」を秋川あすなろ保育園で行っています。

■病後児保育事業実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	22 人日	8 人日	3 人日	5 人日	12 人日
設置箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【事業の見込みと確保内容】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み(病後児保育)	35 人日	35 人日	35 人日	35 人日	35 人日
②確保の内容	35 人日	35 人日	35 人日	35 人日	35 人日
②実施箇所数(病後児保育)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

病後児保育事業については、現在保育所に入所している児童を対象としていますが、利用者のニーズを捉えながら、対象者の拡大についても検討します。

病児保育事業についてもニーズ調査では、「子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法」の問いに「父親又は母親が休んだ」と回答した人は 83.1%を占めており、その際「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と回答した人は 33.9%、反対に「利用したいとは思わない」と回答した人は 62.8%となっています。このことから、今後、病児保育事業の必要性について検討していきます。

【平成 27 年度進捗状況】

平成 27 年 4 月から 7 月まで（4 か月間）で 3 人延べ 13 日の利用がありました。今後も利用者のニーズ調査や実績等を踏まえ、対象者の拡大等に努めていきます。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

ファミリー・サポート・センターは、育児の援助をしたい方（提供会員）と、育児の援助をしてほしい方（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。

【市の現状】

ファミリー・サポート・センターを平成 17 年 11 月に開設し、定期的に事業説明会等を開催し、会員数も年々増加しています。

■ファミリー・サポート・センター事業

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
会員数	499 人 提供:155 人 依頼:319 人 両方: 25 人	577 人 提供:171 人 依頼:379 人 両方: 27 人	630 人 提供:183 人 依頼:419 人 両方: 28 人	682 人 提供:187 人 依頼:468 人 両方: 27 人	715 人 提供:195 人 依頼:496 人 両方: 24 人
利用件数※0～12歳の件数	1,552 件	1,619 件	2,001 件	1,829 件	1,486 件
設置箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【事業の見込みと確保内容】

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み(乳幼児)	1,350 人日	1,350 人日	1,350 人日	1,350 人日	1,350 人日
②量の見込み(1～4年生)	880 人日	880 人日	880 人日	880 人日	880 人日
③量の見込み(5～6年生)	70 人日	70 人日	70 人日	70 人日	70 人日
④確保の内容	乳幼児	1,350 人日	1,350 人日	1,350 人日	1,350 人日
	1～4年生	880 人日	880 人日	880 人日	880 人日
	5～6年生	70 人日	70 人日	70 人日	70 人日
	設置箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
	提供会員数	191 人	191 人	191 人	191 人
	両方会員数	27 人	27 人	27 人	27 人

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

会員数は年々増加している傾向にありますが、開設後 9 年が経過し、提供会員（両方会員も含む。）については、年齢等の関係で退会する会員もいることから、この 1、2 年の傾向としては、微増の状態となっています。特に、依頼会員の維持・増加を図るため、随時の相談に加え、月例の事業説明会を土曜日にも開催するなど相談しやすい体制をつくるとともに、ポスターやチラシ等を自治会・町内会等へ配布するなどし、周知の徹底を行います。また、安定した組織運営を行うため、交流会や会報誌を発行し、会員相互の親睦や情報共有を行います。

【平成 27 年度進捗状況】

提供会員の講習会を平成 27 年 5 月及び 11 月に行い、制度周知も兼ね、広報、自治会・町内会等を通じてチラシを配布し、受講者の募集を行った結果、13 人の受講申込みがありました。また、12 月に開設 10 周年を記念し、更なる組織強化を目的としたイベントを開催しました。

(11) 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。

【事業の見込みと確保内容】

妊婦の健康管理を目的とし医療機関に委託して健診を実施しており、14回までの公費助成を行っています。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	受診券配布人数	606 人	598 人	586 人	575 人	565 人
	受診回数見込み	6,545 回	6,458 回	6,329 回	6,210 回	6,102 回
②確保の内容	実施場所	東京都医師会に加入する医療機関及び産婦人科を掲げる医療機関				
	実施体制	東京都医師会と委託締結した医療機関				
	検査項目	東京都及び市が定める健康診査の内容				
	実施時期	受診票交付の日から出産の日まで				

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

妊婦の健康管理の拡充及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。健診を実施する医療機関等と連携体制を図り、適切な支援を行います。検査項目に関しては、東京都及び市が定める診査項目を確保しつつ、東京都が推奨する14回の健診を実施します。また、都外の医療機関や助産院で受診する場合は、受診票が使用できないため、出産後に手続を行うと、東京都の契約単価を上限として費用の助成が受けられるため、里帰り出産などの方が安心して受診できるよう制度の周知徹底を図ります。

【平成27年度進捗状況】

平成26年度は、14回の健診を継続実施しました。また、受診票が使用できない都外の医療機関等で受診する場合の費用助成について、母子健康手帳交付時の保健師面接の際、手続き方法等の説明をし周知徹底を図りました。

平成27年度も前年度どおり実施しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める基準に該当する保護者の子どもが教育・保育事業を受けた場合において、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は教育・保育等に係る行事への参加に要する費用等について助成する事業です。

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

都や近隣自治体の動向を注視し、実施を検討します。

【平成27年度進捗状況】

検討中（平成27年7月時点で、26市中5市が実施を予定しています。）

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

保育の受け皿の確保のため、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から、効果が高いと考えられる事業を実施する事業です。

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

都や近隣自治体の動向を注視し、実施を検討します。

【平成27年度進捗状況】

検討中

4 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策 進捗状況

認定こども園の設置時期と普及に係る考え方、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割と推進策、保幼小の連携の取組の推進等に関することを記載します。

国の考え方

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

（1）認定こども園への移行支援・普及に係る基本的考え

- 現在、市内には、認定こども園はありません。運営事業者と相談をしながら、認定こども園への希望を踏まえ支援等を行います。

（2）質の高い教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の基本的考え、推進方策

- 教育・保育施設（小学校・認定こども園・幼稚園・保育所）及び地域型保育事業の連携を進めていきます。
- 保育士、幼稚園教諭、学童クラブ指導員等に対する研修（指導方法、栄養管理、障がい児関係など）を引続き行っていきます。

【平成27年度進捗状況】

平成27年7月、東京都が私立幼稚園に対し、子ども・子育て支援新制度への移行等に関する意向調査を実施しました。